

# 除染実施計画の策定に関する基本的な考え方

平成24年2月15日  
栃木県除染関係市町連絡協議会

放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）に基づく除染実施計画の策定に関して、特措法の基本方針（平成23年11月11日閣議決定）及び除染関係ガイドライン（平成23年12月環境省策定）等を踏まえ、栃木県除染関係市町連絡協議会を構成する市町（佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町）及び県は連携して、次のとおり基本的な考え方を定める。

## 1 除染等の措置等の実施に関する方針

### (1) 目標

基本方針を踏まえ、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること、平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、約50%（子どもにあっては約60%）減少した状態を実現することを目標とする。

### (2) 優先順位の付与

対象施設等の種類や対象区域における状況等に着目し、次のことを考慮した優先順位を付与して除染等を実施する。

- 子どもの生活環境の有無
- 空間放射線量率の高低
- 地区内の公共施設、多くの者が集う施設の有無、地形等

なお、除染等の措置の対象は、極めて広範囲にわたるため、まずは、人の健康への影響の観点から除染等の措置が必要である地域について優先的に除染実施計画を策定する。

### (3) 除染実施計画策定の時期

平成23年度中を目途として策定する。

## 2 除染実施計画の対象となる区域

### (1) 除染実施計画の対象区域を決定するための調査の実施

協議会構成市町は、除染実施計画の対象区域を決定するための空間放射線量率の調査を除染関係ガイドラインに基づき、速やかに実施する。

### (2) 区域の設定

原則として、空間放射線量率が $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の面的な広がりを持つ区域について設定する。

## 3 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置を実施する区域

特措法第35条の規定に基づき、除染等の措置を実施する。

なお、県が所有する施設等については、除染実施計画に基づき県が実施する。

#### 4 除染等の措置等の実施者が除染等の措置を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講すべき土壤等の除染等の措置

基本方針等を踏まえ、原則として、次のとおり対応する。

子どもの生活環境（学校、公園等の公共施設）については、必要に応じて、表土の削り取り、建物等の洗浄、枝打ち及び落葉除去等の除染等を実施する。

上記以外の施設等については、線量が局所的に高い箇所を中心として、雨樋の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等を実施する。

なお、具体的な除染等の措置については、除染関係ガイドラインに基づき、地域の実情を踏まえ実施する。

#### 5 土壤等の除染等の措置の着手予定時期

除染実施計画策定後、速やかに着手する。

#### 6 除去土壤の収集、運搬、保管及び管理に関する事項

基本方針等を踏まえ、次のとおり対応する。

- (1) 土壤等の除染等の措置を迅速に実施するため、当分の間、市町又はコミュニティごとに除去土壤等の仮置き場を確保する。
- (2) 除去土壤等を現場保管する必要がある場合は、土地所有者等の意見を踏まえつつ、所有者等に保管させることができる。
- (3) 市町及び県が所有する施設等については、原則として、当該施設の敷地内に現場保管する。
- (4) 仮置き場又は現場において保管する際、除染関係ガイドラインに基づき、飛散防止の措置、モニタリングの実施、除去土壤の記録など適切に管理等を行う。

#### 7 住民参加

事故由来放射性物質による環境の汚染は広範にわたるものであるとともに、土壤等の除染等の措置の対象に住民が所有する土地等が含まれていることから、住民に対して、除染等の措置の実施に関して参加等の協力を求める。

#### 8 計画の見直し

国による調査研究、技術開発等の成果や除染による放射線量の低減効果等を踏まえ、必要に応じて除染実施計画の見直しを行う。

#### 9 国への要望

除染等の措置を円滑に実施するためには、除去した土壤等（土砂、草木、工作物等）を保管管理できる場所に移送することが必要であることから、中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保について、国が責任を持って対応することを引き続き要望していく。

また、除染に関する国の財政措置については、本県のように比較的線量の低い地域についても、高い地域と同等に講じることを併せて要望していく。

#### 10 その他の事項

- (1) 土壤等の除染等の措置が適切に実施されたことを確認するため、当該措置の前後にモニタリングを行う。
- (2) 土壤等の除染等の措置を実施する際、除去土壤等の発生抑制に配慮する。
- (3) 地域住民に対しては、除染等の措置の実施内容及び効果等について適切に周知する等、正確かつ迅速な情報提供を実施するとともに、放射線に関する正しい理解の促進を含めたリスクコミュニケーションを実施する。